

○養護老人ホームときわ寮外部サービス利用型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業運営規程

平成 18 年 4 月 1 日

規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、御坊日高老人福祉施設事務組合(以下「組合」という。)が設置運営する養護老人ホームときわ寮(以下「施設」という。)が行う外部サービス利用型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者(以下「特定施設入居者生活介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 この事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が要介護状態、要支援状態となった場合においても、利用者が特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業の運営にあっては、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 24 年和歌山県条例第 65 号)及び「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 24 年和歌山県条例第 66 号)を遵守する。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 養護老人ホームときわ寮

(2) 位置 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180

(職員の区分及び定数)

第 4 条 施設に次の職員を置く。

(1) 事業管理者 1 人(常勤・養護老人ホーム施設長及び訪問介護事業管理者と兼務)

(2) 生活相談員 3 人(常勤・1 人は計画作成担当者と兼務・1 人は養護老人ホーム主任生活相談員と兼務・1 人は養護老人ホーム主任生活相談員及び主任支援員と兼務)

(3) 介護職員 14 人(常勤・養護老人ホーム支援員及び訪問介護事業訪問介護員と兼務)

(4) 計画作成担当者 1 人(常勤・生活相談員と兼務)

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業管理者 施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 利用者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画等の作成等に資するため、計画作成担当者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との連携に努めること、苦情の内容等の記録を行うこと、及び事故の状況並びに、事故に際して、採った措置についての記録を行うこと。
- (3) 介護職員 利用者の安否確認等に従事する。
- (4) 計画作成担当者 要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(利用者の定員及び居室数)

第6条 施設の利用者の定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用者の定員は、110人とする。
- (2) 施設の居室は、個室26室、2人部屋42室とする。

(介護サービスの提供)

第7条 施設が外部のサービス提供事業者と委託契約を締結し、利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う。

2 サービス提供事業者は、施設が作成する介護サービス計画に基づき、利用者にサービスを提供する。

3 受託居宅サービス事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 特定・特別医療法人 黎明会 訪問看護ステーションキタデ 御坊市湯川町財部728の4
- (2) 養護老人ホームときわ寮訪問介護事業所 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の180
- (3) 特別養護老人ホームときわ寮デイサービスセンター 和歌山県日高郡美浜町大字三尾9番地
- (4) 特別養護老人ホームときわ寮川辺園デイサービスセンター 和歌山県日高郡日高川町大字和佐2081番地の10

(報酬の請求・受領)

第8条 報酬の請求・受領は、施設が行う。施設は、委託契約に基づき、サービス提供事業者に委託料を支払う。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 外部サービス利用型特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬の告示上の額)によるものとする。

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第10条 利用者の安否の確認、生活相談及び特定施設サービス計画を三団体ケアプラン策定研究会方式(包括的自立支援プログラム)、MDS—HC方式、日本社会福祉士会方式、日本介護福祉士会方式、日本訪問看護振興財団方式及びその他の方式のうち、利用者の状況によりニーズを明確にできる方式により課題分析をし、その計画に基づき、外部の介護サービス事業者との契約により介護サービスの提供をする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、施設を利用するに当たっては、利用生活上の日課、ルールを守り、特定施設入居者生活介護員等の指示に従わなければならない。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第12条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 特定施設入居者生活介護員等は、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、事業管理者に報告しなければならない。

(衛生管理)

第14条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、当該施設において、感染症等が発生した場合は、速やかに対策を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束廃止に向けた取り組み)

第15条 施設は、サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)は原則的に行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会においてその必要性や態様等について検討を行い、事前に利用者又は家族に、必要性やその態様を詳しく説明し、同意を得た上でを行い、その後、行った身体拘束の態様等の状況を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業管理者は、養護老人ホームときわ寮消防計画に準拠し、火災、地震その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(苦情処理)

第 17 条 事業管理者は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するための措置を講じるとともに、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 18 条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第 19 条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 施設は、特定施設入居者生活介護員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 箇月以内

(2) 継続研修 年 12 回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、組合管理者と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 2 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 15 号)

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 2 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 12 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 2 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 2 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 17 号)

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 2 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 14 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。